

# さんか EXPRESS 掲示用

発行所  
セブン&アイグループ労働組合連合会  
イトーヨーカドー労働組合  
東京都千代田区二番町8-8  
TEL 03-6238-3940  
FAX 03-3261-2358  
発行者 渡邊 健志 編集者 上中 瑠英



## パートナー組合員にとって魅力ある働き方に向けて 勉強会・意見交換会を開催!!



2024年1月26日(金)、TKPガーデンシティPREMIUM京橋と3会場(札幌・八戸・名古屋)にて各支部の支部執行副委員長(パートナー組合員)を対象とした「第1回全国支部執行副委員長(パートナー組合員)研修会」を開催し、67名が参加しました。近年パートナー組合員を取り巻く働き方は大きく変化しており、新たなIYとして人事処遇制度の見直しに向けた議論が求められている中、2024春季労働条件交渉に向けてパートナー組合員視点で声を挙げ、仲間同士で課題を共有することを目的に開催しました。

本研修会は、特別セミナーとしてUAゼンセン副書記長 永井様より「パートナー組合員を取り巻く働き方」をテーマに最低賃金や年収の壁問題等、働く組合員が抱く社会の疑問や、UAゼンセンとして取り組んでいる短時間組合員に関する政策について講演を頂きました。また、イトーヨーカ堂の賃金制度・人事処遇制度について勉強会を行い、現制度における賃金構成や制度変遷を学ぶことで、パートナー組合員に関わる各種制度の理解を深めました。後半のグループディスカッションでは、パートナー組合員の働き方課題や、春季労働条件交渉に向けた意見について、事前に支部内でヒアリングをした内容を基に積極的な話し合いが行われました。

※短時間組合員とは(UAゼンセンにおける契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、嘱託社員の総称です)

## 研修会スケジュール

時間	内容	
13:00～	オープニング	
13:05～	労働組合あいさつ	渡邊中央執行委員長
13:30～	《特別セミナー》 「パートナー組合員を取り巻く働き方 ～ 短時間組合員の声から政策実現へ！～」	U A センセン 副書記長 永井 幸子 様
14:40～	休憩	
14:50～	パートナー組合員 賃金・人事処遇制度勉強会	鈴木中央執行書記次長
15:25～	休憩	
15:35～	《グループディスカッション》 ・パートナー組合員の働き方について ・春季労働条件交渉に向けて	
16:35～	今後の活動について	佐藤中央執行副委員長
16:50～	まとめ	宇野中央執行副委員長
17:00	終了	



### 特別セミナー



短時間組合員総合戦略本部事務局長  
企画グループ担当副書記長 永井幸子 様



### パートナー組合員を取り巻く働き方 ～ 短時間組合員の声から政策実現へ！～

#### 【セミナー内容】

##### ■ U A センセンについて

##### ■ パートタイム労働者を取りまく状況

現状認識：配偶者の有無・配偶者の就業状態／パートタイマー等で働く理由／ひとり親／所得税の配偶者控除にともなう年収の調整状況

U A センセンのパートタイマーの労務構成

##### ■ 短時間就労を取り巻く状況・課題

パートタイマーの雇用形態間格差是正  
最低賃金の仕組み  
“年収の壁”と“年収調整”問題



他

### 賃金・人事処遇制度勉強会

#### 【勉強会内容】

##### ■ 賃金の基礎知識

地域別最低賃金、特定最低賃金

##### ■ IYの賃金制度

パートナー組合員の賃金体系

##### ■ 人事制度変遷

2019年 パートナー社員人事処遇制度改定 他



### グループディスカッションであがった組合員の声（一部抜粋）

#### 【テーマ1】パートナー組合員の「働き方」について課題に感じていること

- ・人員不足も重なり、担当以外の業務が増えて**本来業務が滞ってしまっている**。応援を優先し、残業が発生しており、悪循環が続いてしまっている。
- ・多能工化を進めるのであれば、業務内容の簡素化や教育期間を充実させ、**落ち着いて働ける環境整備と納得感のある処遇が必要だ**と感じる。
- ・60歳以降の働き方として、健康状態も良い従業員が増えているので、業務内容が変わらないのであれば、**年齢で処遇に差をつけるべきではない**。また、70歳以降の働き方も検討して頂きたい。
- ・パートナー契約で働かざるを得ない家庭環境の中、安心して有給休暇の取得や連休の取得ができる環境が現場にはないので、**仕事と家庭を両立した働き方ができない**。



#### 【テーマ2】2024 春季労働条件交渉に向けて、

#### 支部であがっている「パートナー組合員の声」

- ・基本給に「評価本人給」が含まれており、最低賃金が上昇しても積み上げた評価分があるため賃金が上がらない。**基本給から「評価本人給」を切り分けて、最低賃金上昇時に基本給が上がる制度にして欲しい**。
- ・働き方や仕事内容に大きく差がないので、**シニアパートナーの処遇を改善**して欲しい。
- ・曜日時間帯加給以外にも、**ハッピーデー・繁忙期等の特別加給**が欲しい。
- ・12月度は家計を圧迫するので、**冬期一時金の支給日を月末から早めて欲しい**。
- ・社員食堂の代わりとなる補助や、**福利厚生を充実し、魅力ある会社**にして欲しい。



団結して声をあげることで変えることができる可能性が高まります！  
組合活動を通じてパートナー組合員同士の仲間の輪を拡げていきましょう！！

— 掲示期間 3月28日（木）まで —